

伊崎 孝義

1400 M-5

くろく 創文書一四〇〇一M-五

團長官代理の書

(五華盛頓) 昭和十六年七月十八日

日本大使 ^(は) 今夕 用木の希望するに由大曾之求めて来訪し

パナマ運河 ^(の) 大西洋山キクリストバルに於て日本汽船三會又柳

留せられ其外約六回又通河の爲め運河に向つて航行中

であるといふことによつて生じた事態解決に關し予ん

辭月の二方を偵しと預きたいと予申入木があらう。大使の云ふ

には同人が日本の海運に何等の助からぬいと云ふは他

國の船隻が通河を許されて居るが ^(た) 此の汽船は通

河が出来ないといふことであらう。

929

予は大使に對し喜んで調査し、~~よし~~よし又何かお役の立つ情
報が入つたら去るんでお傳へようと思つた。予は運河
當局は七月十日頃、運河を修復するけんはならないこと、
右によう運河運河を希望する高船は無期間運河
を禁止せられ、若くは運河を、敵軍に制限せられ、けんは
かうかい旨海運業者に通告を致したと諒解して居
ると云つた。又他國船隻は運河可能であつたと
いふ事毎日の聞きたる報告に、我々大使も質問があつた
ので、予は之に對し、そんな結果して事毎日で、としたり
その船は合衆國々防計畫に必要なき、材料を運

ふ高船であらねに運ぶたいと思ふと述べた。きつて若し

例外ありとせば、我國防計畫に緊急必要なる貨物と

運ぶ船舶が優先権を與へらるゝものと思ふの^其意^は

倫理的^{でい}には大使に於ても勿論御同感のこゝろ

信ずると述べた。

エ・エム
\$ M. (サマナー・ウエルズ)

白紙和合年
至昭和七年
金粟園、日本の^英對外國關係 第十一卷

二六三、二六四頁より抜きた